

総税企第46号
令和6年4月1日

各都道府県知事
各都道府県議会議員 殿
各指定都市市長
各指定都市議会議員

総務大臣
(公印省略)

地方税法、同法施行令、同法施行規則の改正等について

地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第4号）、地方税法施行令の一部を改正する政令（令和6年政令第136号）、地方税法施行令の一部を改正する政令（令和6年政令第137号）及び地方税法施行令の一部を改正する政令（令和6年政令第138号）並びに地方税法施行規則及び航空機燃料譲与税法施行規則の一部を改正する省令（令和6年総務省令第37号）は令和6年3月30日に公布され、原則として同年4月1日から施行されることとされたので、次の事項に留意の上、適切に運用されるようお願いいたします。

また、貴都道府県内市区町村に対してもこの旨周知されるようよろしくお願い申し上げます。

なお、この通知は地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4（技術的な助言）に基づくものです。

一 総括的事項

令和6年度の税制改正においては、現下の経済情勢等を踏まえ、次の点をはじめとする地方税制の改正を行うこととした。

- (1) 令和6年度分の個人住民税の特別税額控除を実施することとした。
- (2) 法人事業税の外形標準課税に係る適用対象法人の見直しを行うこととした。
- (3) 令和6年度の評価替えに伴い、現行の土地に係る固定資産税及び都市計画税の負担調整措置等を継続することとした。
- (4) 森林環境譲与税の譲与基準の見直しを行うこととした。

二 地方税法、同法施行令、同法施行規則の改正に関する事項

第一 道府県税の改正に関する事項

1 道府県民税

- (1) 居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除等の適用期限を令和7年12月31日まで延長することとした（法附則4①I）。
- (2) 特定居住用財産の譲渡損失の繰越控除等の適用期限を令和7年12月31日まで延長することとした（法附則4の2①I）。
- (3) 個人の道府県民税について、定額による特別税額控除を次により実施することとした。
 - ア 令和6年度分の個人の道府県民税に限り、次の措置を講ずることとした（法附則5の8①～③）。
 - ① 前年の合計所得金額が1,805万円以下である所得割の納税義務者（イにおいて「特別税額控除対象納税義務者」という。）の所得割の額から道府県民税特別税額控除額を控除すること。
 - ② 都道府県等に対する寄附金に係る寄附金税額控除における特例控除額の控除限度額の算定の基礎となる令和6年度分の所得割の額について、特別税額控除前の所得割の額とすること。
 - イ 令和7年度分の個人の道府県民税に限り、特別税額控除対象納税義務者（同一生計配偶者（控除対象配偶者及びこの法律の施行地に住所を有しない者を除く。）を有するものに限る。）の所得割の額から道府県民税特別税額控除額を控除することとした（法附則5の12①②）。
- (4) 新たな公益信託制度の創設に伴い、公益信託の信託財産とするために支出された当該公益信託に係る信託事務に関連する寄附金を寄附金税額控除の対象とす

る等の措置を講ずることとした（法37の2①Ⅲ、附則3の2の3①③、令附則3の2の3①）。

- (5) 特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等について、特定株式の譲渡等の範囲を明確化することとした（令附則18の6⑦～⑨）。
- (6) 法人税割の課税標準である法人税額について、産業競争力基盤強化商品を生産及び販売した場合の法人税額の特別税額控除の適用を受ける前の額とする措置を講ずることとした（法23①Ⅳ）。
- (7) 中間期間において生じた災害損失欠損金額について法人税額の還付を受けた場合において、当該事業年度の法人税割の課税標準となる法人税額から当該還付を受けた法人税額を控除し、控除しきれない額は翌年度以降に控除することとした（法53⑳㉑㉒、令8の23の2）。
- (8) 法人税割の課税標準である法人税額について、中小企業者等の給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別税額控除の適用を受けた額とする特例措置の適用期限を令和9年3月31日までとする等所要の措置を講ずることとした（法附則8⑧～⑩）。
- (9) 新たな公益信託制度の創設に伴い、公益信託の信託財産について生ずる所得について、公益信託の委託者等が当該公益信託の信託財産に属する資産及び負債を有するものとみなすこととする特例措置を廃止することとした（旧法附則3の2の3）。

2 事業税（外形標準課税の適用対象法人の見直し関係）

- (1) 当分の間、所得等課税法人以外の法人で資本金の額又は出資金の額（以下「資本金」という。）が1億円以下のもののうち、前事業年度の事業税について第72条の2第1項第1号イに掲げる法人（以下「外形標準課税の対象法人」という。）に該当したものであって、払込資本の額が10億円を超えるものについて、外形標準課税の対象法人とすることとした（法附則8の3の3、令附則6、則附則2の6の3）。
- (2) 令和7年4月1日以後最初に開始する事業年度（以下「最初事業年度」という。）の事業税（改正法の公布の日を含む事業年度の前事業年度の事業税について外形標準課税の対象法人に該当したものであって、改正法の公布日の前日の現況により資本金1億円以下であると判定され、かつ、改正法の公布日以後に終了した各事業年度分の事業税について第72条の2第1項第1号ロに掲げる法人（以下「外形標準課税の対象外である法人」という。）に該当したものの行う事業に対する事業税を除く。）については、(1)にかかわらず、所得等課税法人以外の法人で資本金1億円以下のもののうち、改正法の公布の日を含む事業年度の前事業年度から最初事業年度の前事業年度までのいずれかの事業年度分の事業税につい

て外形標準課税の対象法人に該当したものであって、払込資本の額が10億円を超えるものについて、外形標準課税の対象法人とすることとした（改正法附則7②）。

- (3) 所得等課税法人以外の法人で資本金1億円以下のもの等のうち次に掲げる法人に該当するものについて、外形標準課税の対象法人とすることとした（法72の2①一口、令10の2、10の3、10の4、10の5、則3の13の4）。
- ア 特定法人（払込資本の額が50億円を超える法人及び相互会社等をいう。以下同じ。）との間に当該特定法人による完全支配関係がある法人のうち払込資本の額（改正法の公布の日以後に当該法人が行う一定の配当等により減少した払込資本の額を加算した額）が2億円を超えるもの
- イ 法人との間に完全支配関係がある全ての特定法人が有する株式及び出資の全部を当該全ての特定法人のうちいずれか一のものがあるものとみなした場合において当該いずれか一のものとして当該法人との間に当該いずれか一のものによる完全支配関係があることとなるときの当該法人のうち払込資本の額（改正法の公布の日以後に当該法人が行う一定の配当等により減少した払込資本の額を加算した額）が2億円を超えるもの（アに掲げる法人を除く。）
- (4) (3)ア又はイに掲げる法人に該当するかどうかを判定する日等について所要の整備を行うこととした（法72の2②、72の26⑨）。
- (5) 所得等課税法人以外の法人で資本金1億円以下のもの等のうち(3)ア又はイに掲げる法人に該当するものが行う事業に対する令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間に開始する各事業年度分の事業税について申告納付すべき事業税額（以下「令和8年度分基準法人事業税額」という。）が、当該法人を外形標準課税の対象外である法人とみなした場合に申告納付すべき事業税額（以下「比較法人事業税額」という。）を超える場合には、当該超える金額の3分の2に相当する金額は、令和8年度分基準法人事業税額から控除するものとし、当該法人が行う事業に対する令和9年4月1日から令和10年3月31日までの間に開始する各事業年度分の事業税について申告納付すべき事業税額（以下「令和9年度分基準法人事業税額」という。）が、比較法人事業税額を超える場合には、当該超える金額の3分の1に相当する金額は、令和9年度分基準法人事業税額から控除するものとする（改正法附則8②③）。
- (6) 新たな事業の創出及び産業への投資を促進するための産業競争力強化法等の一部を改正する法律の施行の日から令和9年3月31日までの間に特別事業再編計画について認定を受けた認定特別事業再編事業者である法人が、特別事業再編計画に従って行う一定の特別事業再編のための措置として他の法人の株式等の取得をし、又は他の法人の株式を譲り受け、これをその取得又は譲受けの日（以下「取得等の日」という。）以後引き続き有している等の一定の要件を満たす場

合において、当該他の法人及び当該認定特別事業再編事業者が当該特別事業再編計画の認定の申請の前日5年以内に株式等の取得等をした一定の他の法人のうち資本金1億円以下のもの等について、(3)ア又はイに掲げる法人に該当する場合であっても、取得等の日を含む事業年度から当該取得等の日以後5年を経過する日を含む事業年度までの各事業年度分の事業税に限り、外形標準課税の対象外である法人とすることとした（法附則8の3の4、令附則6）。

- (7) 外形標準課税の対象法人について、法第72条の25第1項等の規定による申告書に添付する書類に株主資本等変動計算書、法人の事業等の概況に関する書類等を追加することとした（則4の5一三四、4の6の2一三四、4の7一イハ三イハ）。

3 事業税（2以外関係）

- (1) 脱炭素成長型経済構造移行推進機構の事業の所得で収益事業に係るもの以外のものについて、非課税措置を講ずることとした（法72の5①Ⅶ）。
- (2) 中間期間において生じた災害損失欠損金額について法人税額の還付を受けた場合において、当該中間期間の属する事業年度の所得の計算上、当該災害損失欠損金額に相当する金額は益金の額に算入しないものとする事とした（法72の23②）。
- (3) 社会保険診療に係る所得割の課税標準の特例措置について、旧介護保険法の規定に基づく一定の介護療養施設サービス等を適用対象から除外することとした（法72の23③ⅡⅣ）。
- (4) 次に掲げる課税標準の特例措置の適用期限を延長することとした（法附則9）。
- ア 北海道旅客鉄道株式会社及び四国旅客鉄道株式会社に係る資本割の課税標準の特例措置の適用期限を令和11年3月31日まで延長すること。
- イ 預金保険法に規定する承継銀行及び協定銀行に係る資本割の課税標準の特例措置の適用期限を令和11年3月31日まで延長すること。
- ウ 新関西国際空港株式会社及び関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律に規定する指定会社に係る資本割の課税標準の特例措置の適用期限を令和11年3月31日まで延長すること。
- エ 中部国際空港の設置及び管理に関する法律に規定する指定会社に係る資本割の課税標準の特例措置の適用期限を令和11年3月31日まで延長すること。
- オ 大都市域における宅地開発及び鉄道整備の一体的推進に関する特別措置法に規定する特定鉄道事業者に係る資本割の課税標準の特例措置の適用期限を令和11年3月31日まで延長すること。
- カ 東京湾横断道路の建設に関する特別措置法に規定する東京湾横断道路建設

事業者に係る資本割の課税標準の特例措置の適用期限を令和11年3月31日まで延長すること。

キ 株式会社地域経済活性化支援機構に係る資本割の課税標準の特例措置の適用期限を令和11年3月31日まで延長すること。

ク 電気供給業を行う法人の収入割の課税標準である収入金額を算定する場合において控除される収入金額の範囲に、電気供給業を行う法人の収入金額のうち、卸電力取引所を介して自らが供給を行った電気の供給を受けて当該電気の供給を行う場合において、当該供給を受けた電気の料金として支払うべき金額に相当する収入金額を追加する課税標準の特例措置の適用期限を令和9年3月31日まで延長すること。

ケ 電気供給業を行う法人の収入割の課税標準である収入金額を算定する場合において控除される収入金額の範囲に、旧一般電気事業者等が分社化した後の当該分社化に係る電気事業者の間で行う取引のうち、電気の安定供給の確保のため必要な取引に係る収入金額を追加する課税標準の特例措置の適用期限を令和11年3月31日まで延長すること。

(5) 電気供給業を行う法人の収入割の課税標準である収入金額を算定する場合において控除される収入金額の範囲に、令和6年4月1日から令和8年3月31日までの間に開始する各事業年度分の事業税に限り、次の収入金額を追加する課税標準の特例措置を講ずることとした（法附則9⑧、令附則6の2②）。

ア 電気供給業を行う法人が収入金額に対する事業税を課される発電事業等を行う法人に対して託送供給に係る料金に相当する額を支払う場合における、当該料金に相当する額として支払うべき金額に相当する収入金額

イ 電気供給業を行う法人が収入金額に対する事業税を課されない発電事業等を行う者に対して託送供給に係る料金に相当する額を支払い、かつ、当該者が一般送配電事業者等に対して当該料金（これに相当する額を含む。）を支払う場合における、当該電気供給業を行う法人が当該料金に相当する額として支払うべき金額に相当する収入金額

ウ 電気供給業を行う法人が発電事業等を行う場合における、当該電気供給業を行う法人が託送供給に係る料金（これに相当する額を含む。）として一般送配電事業者等に対して支払うべき金額に相当する収入金額

エ 電気供給業を行う法人が特定送配電事業を行う場合における、当該電気供給業を行う法人が託送供給に係る料金として一般送配電事業者に対して支払うべき金額に相当する収入金額

(6) 給与等の支給額が増加した場合の付加価値割の課税標準の特例措置について、適用期限を令和9年3月31日まで延長する等の措置を講ずることとした（法附則9⑬）。

- (7) 電気供給業を行う法人の収入割の課税標準である収入金額を算定する場合において控除される収入金額の範囲に、令和6年4月1日から令和9年3月31日までの間に開始する各事業年度分の事業税に限り、当該電気供給業を行う法人が電気事業法第28条の40第1項第5号に掲げる業務に係る対価として広域的運営推進機関に対して支払うべき「地方税法施行規則附則第二条の十一各号に規定する拠出金を定める告示」（令和6年経済産業省告示第65号）で定める拠出金の金額に相当する収入金額を追加する課税標準の特例措置を講ずることとした（法附則9⑭、令附則6の2⑬、則附則2の11）。
- (8) 給与等の支給額が増加した場合の付加価値割の課税標準の特例措置について、次の措置を講ずることとした（法附則9⑭～⑰、令附則6の2⑥）。
- ア 令和7年4月1日から令和9年3月31日までの間に開始する各事業年度に限り、雇用者給与等支給額の比較雇用者給与等支給額に対する増加割合が100分の1・5以上である場合（当該法人が中小企業者等である場合に限る。）に控除対象雇用者給与等支給増加額を付加価値割の課税標準から控除できること。
- イ 控除額について、控除対象雇用者給与等支給増加額に雇用安定控除との調整等所要の措置を講じた金額とすること。
- (9) 新たな公益信託制度の創設に伴い、法人が受託者となる公益信託の信託財産に属する資産及び負債並びに当該信託財産に帰せられる収益及び費用は、当該法人の資産及び負債並びに収益及び費用でないものとみなすこととする等の措置を講ずることとした（法72の3①③）。
- (10) 新たな公益信託制度の創設に伴い、公益信託の委託者等は当該公益信託の信託財産に属する資産及び負債を有するものとみなし、かつ、当該信託財産に帰せられる収益及び費用は当該委託者等の収益及び費用とみなすこととする特例措置を廃止することとした（旧法附則8の4）。
- (11) 事業税の課税標準の算定上、社会保険診療の所得計算の特例措置が講じられる中国残留法人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に基づく介護支援給付のための介護の範囲から、旧生活保護法の規定に基づく一定の介護を除外することとした（令21の8①）。
- (12) 法人が特定の特許権等の譲渡又は貸付けを行った場合の付加価値割及び所得割の課税標準について、所要の措置を講ずることとした（令20の2の16、21の4）。

4 地方消費税

- (1) 国外事業者がデジタルプラットフォームを介して行う電気通信利用役務の提供（事業者向け電気通信利用役務を除く。）のうち、国税庁長官の指定を受けた

- 特定プラットフォーム事業者を介してその対価を収受するものについては、特定プラットフォーム事業者が行ったものとみなすこととした（法72の80の3）。
- (2) 偽りその他不正の行為により、譲渡割に係る還付（更正の請求に基づく更正によるものに限る。）を受けた場合（未遂の場合を含む。）について、罰則規定を設けることとした（法72の95①②）。
- (3) 地方消費税の清算等について、次の見直しを行うこととした。
- ア 消費に相当する額のうち、小売年間販売額及びサービス業対個人事業収入額について、平成26年商業統計及び平成28年経済センサス活動調査に基づき定める額から、令和3年経済センサス活動調査に基づき定める額に更新するとともに、使用する統計について、所要の規定の整備を行うこと（法72の114④、72の115①、令35の20①I、則7の2の9、7の2の10、7の2の15）。
- イ サービス業対個人事業収入額について、令和3年経済センサス活動調査の「自動車賃貸業」及び「学術・開発研究機関」の欄の額を除外すること（則7の2の10）。
- (4) 新たな公益信託制度の創設に伴い、公益信託の信託財産に係る取引については、その受託者に対し、当該受託者の固有資産に係る取引とは区別して地方消費税を課する等の措置を講ずることとした（法72の78①、72の80②、72の80の2①～④⑤、附則9の3、令35の7の3①④⑤）。

5 不動産取得税

- (1) 鉄道事業者が取得する地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に規定する鉄道事業再構築事業を実施する路線に係る鉄道事業の用に供する一定の不動産について、当該取得が令和8年3月31日までに行われたときに限り、非課税措置を講ずることとした（法附則10⑦、令附則6条の16⑤⑥、則附則3の2の6）。
- (2) 都市緑地法に規定する都市緑化支援機構が一定の業務により取得する土地について、当該取得が令和8年3月31日までに行われたときに限り、非課税措置を講ずることとした（法附則10⑧）。
- (3) 社会福祉法人等が児童福祉法に規定する児童福祉施設の用に供する不動産に係る非課税措置について、その対象資産の範囲に里親支援センターの用に供する不動産を追加することとした（令36の8②Ⅲ）。
- (4) 社会福祉法人等が社会福祉法に規定する社会福祉事業の用に供する不動産に係る非課税措置について、その対象資産の範囲に親子再統合支援事業、社会的養護自立支援拠点事業、意見表明等支援事業、妊産婦等生活援助事業、子育て世帯訪問支援事業、児童育成支援拠点事業及び親子関係形成支援事業の用に供する不

動産を追加することとした（令36の10②VI、則7の3の4①）。

(5) 高齢者の居住の安定確保に関する法律に規定するサービス付き高齢者向け住宅である一定の新築貸家住宅に係る課税標準の特例措置について、建築基準法の改正に伴い、所要の規定の整備を行うこととした（令附則7⑮II）。

(6) 次のとおり非課税措置等の適用期限を延長することとした。

ア マンションの建替え等の円滑化に関する法律に規定する施行者又はマンション敷地売却組合が、マンション建替事業又はマンション敷地売却事業により取得する特定要除却認定マンション又はその敷地に係る非課税措置の適用期限を令和8年3月31日まで延長すること（法附則10⑤）。

イ 新築住宅を宅地建物取引業者等が取得したものとみなす日を住宅新築の日から1年（本則6月）を経過した日に緩和する特例措置の適用期限を令和8年3月31日まで延長すること（法附則10の3①）。

ウ 新築住宅特例適用住宅用土地に係る税額の減額措置について、土地取得後の住宅新築までの経過年数要件を緩和する特例措置の適用期限を令和8年3月31日まで延長すること（法附則10の3②）。

エ 河川法に規定する高規格堤防の整備に係る事業のために使用された土地の上に建築されていた家屋について移転補償金を受けた者が当該土地の上に取得する代替家屋に係る課税標準の特例措置の適用期限を令和8年3月31日まで延長すること（法附則11②）。

オ 長期優良住宅の普及の促進に関する法律に規定する認定長期優良住宅の新築に係る課税標準の特例措置の適用期限を令和8年3月31日まで延長すること（法附則第11⑧）。

カ 中小事業者等が中小企業等経営強化法に規定する認定経営力向上計画に従って行う事業の譲受けにより取得する一定の不動産に係る課税標準の特例措置の適用期限を令和8年3月31日まで延長すること（法附則第11⑬）。

キ 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が一定の業務により取得する土地に係る課税標準の特例措置の適用期限を令和9年3月31日まで延長すること（法附則11⑯）。

ク 地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律に規定する認定医療機関開設者が認定再編計画に記載された医療機関の再編の事業により取得する一定の不動産に係る課税標準の特例措置の適用期限を令和8年3月31日まで延長すること（法附則11⑰）。

ケ 住宅及び土地の取得に係る標準税率（本則4%）を3%とする特例措置の適用期限を令和9年3月31日まで延長すること（法附則11の2）。

コ 宅地評価土地の取得に係る課税標準を価格の2分の1とする特例措置の適用期限を令和9年3月31日まで延長すること（法附則11の5）。

- (7) 都市再生特別措置法に規定する低未利用土地権利設定等促進計画に基づき取得する低未利用土地権利設定等促進事業区域内にある一定の低未利用土地に係る課税標準の特例措置を廃止することとした（旧法附則 1 1 ⑬、旧令附則 7 ㉓、旧則附則 3 の 2 の 2 1）。

6 軽油引取税

- (1) 軽油の引取りに係る課税免除の特例措置については、その適用期限を令和 9 年 3 月 3 1 日まで延長することとした（法附則 1 2 の 2 の 7 ①）。
- (2) 船舶の動力源に供する免税軽油の引取りを行った自衛隊の船舶の使用者が、重要影響事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律、重要影響事態等に際して実施する船舶検査活動に関する法律、武力攻撃事態等及び存立危機事態におけるアメリカ合衆国等の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律又は国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する法律に基づき、当該引取りに係る軽油を譲渡する場合における課税免除の特例措置については、その適用期限を令和 9 年 3 月 3 1 日まで延長することとした（法附則 1 2 の 2 の 7 ⑤）。
- (3) 船舶の動力源に供する免税軽油の引取りを行った自衛隊の船舶の使用者が、我が国と我が国以外の締約国との間の物品又は役務の相互の提供に関する条約その他の国際約束で一定のものに基づき、当該引取りに係る軽油を当該締約国の軍隊の船舶の動力源に供するため譲渡する場合における課税免除の特例措置については、その適用期限を令和 9 年 3 月 3 1 日まで延長することとした（法附則 1 2 の 2 の 7 ⑥）。
- (4) 船舶の動力源に供する免税軽油の引取りを行ったオーストラリア軍隊の船舶の使用者が、当該引取りに係る軽油を自衛隊に譲渡する場合における課税免除の特例措置については、その適用期限を令和 9 年 3 月 3 1 日まで延長することとした（法附則 1 2 の 2 の 7 ⑦）。
- (5) 専らレクリエーションの用（レクリエーションに関する事業の用を除く。）に供する船舶の使用者が当該船舶の動力源に供する軽油の引取りに係る課税免除の特例措置については、令和 7 年 3 月 3 1 日をもって廃止することとした（法附則 1 2 の 2 の 7 ① I、令附則 1 0 の 2 の 2 ①）。
- (6) 課税免除の特例措置に係る軽油の引取りを行おうとする者であることを証する書面の有効期間は、道府県知事が定める期間を経過する日が令和 9 年 3 月 3 1 日以後に到来する場合には、同日までとすることとした（令附則 1 0 の 2 の 2 ⑧）。
- (7) (5)の特例措置に係る免税証等の有効期間は、道府県知事が定める期間を経過する日が令和 7 年 4 月 1 日以後に到来する場合には、当該有効期間は令和 7 年 3 月 3 1 日に満了したものとみなすこととした（改正令附則②）。

7 狩猟税

- (1) 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律に規定する対象鳥獣捕獲員が受ける狩猟者の登録に係る狩猟税の課税免除の特例措置について、その適用期限を令和11年3月31日まで延長することとした（法附則32①）。
- (2) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に規定する認定鳥獣捕獲等事業者の従事者が受ける狩猟者の登録に係る狩猟税の課税免除の特例措置について、その適用期限を令和11年3月31日まで延長することとした（法附則32②）。
- (3) 狩猟者登録の申請書を提出する日前1年以内の期間に、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の規定による許可を受け、当該許可に係る鳥獣の捕獲等を行った者等が受ける狩猟者の登録に係る狩猟税の税率の特例措置について、その適用期限を令和11年3月31日まで延長することとした（法附則32の2①②）。

第二 市町村税の改正に関する事項

1 市町村民税

- (1) 居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除等の適用期限を令和7年12月31日まで延長することとした（法附則4①I）。
- (2) 特定居住用財産の譲渡損失の繰越控除等の適用期限を令和7年12月31日まで延長することとした（法附則4の2①I）。
- (3) 個人の市町村民税について、定額による特別税額控除を次により実施することとした。
 - ア 令和6年度分の個人の市町村民税に限り、次の措置を講ずることとした（法附則5の8④～⑥、5の9～5の11、令附則4の10）。
 - ① 前年の合計所得金額が1,805万円以下である所得割の納税義務者（イにおいて「特別税額控除対象納税義務者」という。）の所得割の額から市町村民税特別税額控除額を控除すること。
 - ② 都道府県等に対する寄附金に係る寄附金税額控除における特例控除額の控除限度額及び公的年金等に係る所得に係る仮特別徴収税額の算定の基礎となる令和6年度分の所得割の額について、特別税額控除前の所得割の額とすること。
 - ③ 普通徴収について、令和6年6月に徴収すべき税額から特別税額控除を行い、なお控除しきれない金額は、以後令和6年度中に普通徴収すべき税額か

ら、順次控除する等所要の措置を講ずること。

④ 特別税額控除対象納税義務者の給与所得に係る特別徴収について、均等割の額及び所得割の額ともに令和6年6月において徴収せず、特別税額控除後の給与所得に係る特別徴収税額を同年7月から翌年5月まで、それぞれの給与の支払をする際毎月徴収すること。

⑤ 公的年金等に係る所得に係る特別徴収について、令和6年10月1日以後最初に支払を受ける公的年金等に係る所得に係る特別徴収税額から特別税額控除を行い、なお控除しきれない金額は、以後令和6年度中に特別徴収される公的年金等に係る所得に係る特別徴収税額から、順次控除する等所要の措置を講ずること。

イ 令和7年度分の個人の市町村民税に限り、特別税額控除対象納税義務者（同一生計配偶者（控除対象配偶者及びこの法律の施行地に住所を有しない者を除く。）を有するものに限る。）の所得割の額から市町村民税特別税額控除額を控除することとした（法附則5の12③④）。

(4) 新たな公益信託制度の創設に伴い、公益信託の信託財産とするために支出された当該公益信託に係る信託事務に関連する寄附金を寄附金税額控除の対象とする等の措置を講ずることとした（法314の7①Ⅲ、附則3の2の3③、令附則3の2の3②）。

(5) 特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等について、特定株式の譲渡等の範囲を明確化することとした（令附則18の6②）。

(6) 法人税割の課税標準である法人税額について、産業競争力基盤強化商品を生産及び販売した場合の法人税額の特別税額控除の適用を受ける前の額とする措置を講ずることとした（法292①Ⅳ）。

(7) 中間期間において生じた災害損失欠損金額について法人税額の還付を受けた場合において、当該事業年度の法人税割の課税標準となる法人税額から当該還付を受けた法人税額を控除し、控除しきれない額は翌年度以降に控除することとした（法321の8⑳㉔㉕、令48の11の26）。

(8) 法人税割の課税標準である法人税額について、中小企業者等の給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別税額控除の適用を受けた額とする特例措置の適用期限を令和9年3月31日までとする等所要の措置を講ずることとした（法附則8⑧～⑩）。

(9) 新たな公益信託制度の創設に伴い、公益信託の信託財産について生ずる所得について、公益信託の委託者等が当該公益信託の信託財産に属する資産及び負債を有するものとみなすこととする特例措置を廃止することとした（旧法附則3の2の3）。

2 固定資産税及び都市計画税

(1) 令和6年度の固定資産税の評価替えに伴い、土地に係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税及び都市計画税の負担についての調整措置を次のとおり講ずることとした。

ア 宅地等に係る固定資産税及び都市計画税の額については、当該宅地等に係る当該年度分の税額が、前年度分の課税標準額に、当該年度の価格（住宅用地に係る課税標準の特例措置の適用を受ける宅地等については当該特例措置の適用後の額）に100分の5を乗じて得た額を加算した額を課税標準額とした場合の税額（以下「宅地等調整税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整税額とすること。ただし、商業地等に係る宅地等調整税額は、当該宅地等調整税額が、当該商業地等の当該年度の価格に10分の6を乗じて得た額を課税標準額とした場合の税額を超える場合には、当該税額とすること。また、宅地等に係る宅地等調整税額は、当該宅地等調整税額が、当該宅地等の当該年度の価格に10分の2を乗じて得た額を課税標準額とした場合の税額に満たない場合には、当該税額とすること（法附則17、18、18の3、22、24、25、25の3、27の5、28）。

イ アにかかわらず、商業地等のうち負担水準（前年度課税標準額の当該年度の価格（住宅用地又は市街化区域農地に係る課税標準の特例措置の適用を受ける土地については当該特例措置の適用後の額。以下同じ。）に対する割合をいう。以下同じ。）が0.6以上0.7以下の土地に係る固定資産税及び都市計画税の額については、前年度の税額とすること（法附則18、25）。

ウ アにかかわらず、商業地等のうち負担水準が0.7を超える土地に係る固定資産税及び都市計画税の額については、当該年度の価格に10分の7を乗じて得た額を課税標準額とした場合の税額とすること（法附則18、25）。

エ 農地に係る固定資産税及び都市計画税の額については、当該農地に係る当該年度分の税額が、前年度分の課税標準額に、負担水準の区分に応じて求める次の表に掲げる負担調整率を乗じて得た額を課税標準額とした場合の税額を超える場合には、当該税額とすること（法附則19、26）。

負 担 水 準 の 区 分	負 担 調 整 率
0.9以上のもの	1.025
0.8以上0.9未満のもの	1.05
0.7以上0.8未満のもの	1.075
0.7未満のもの	1.1

オ 三大都市圏の特定市の市街化区域農地に係る固定資産税及び都市計画税の額については、当該市街化区域農地に係る当該年度分の税額が、前年度分の課税標準額に、当該年度の価格に100分の5を乗じて得た額を加算した額を課

- 税標準額とした場合の税額（以下「市街化区域農地調整税額」という。）を超える場合には、当該市街化区域農地調整税額とする措置を講ずること。ただし、市街化区域農地調整税額は、当該市街化区域農地調整税額が、当該市街化区域農地の当該年度の価格に10分の2を乗じて得た額を課税標準額とした場合の税額に満たない場合には、当該税額とすること（法附則19の4、27の2）。
- カ 商業地等に係る固定資産税及び都市計画税については、当該年度の価格に10分の6以上10分の7未満の範囲内において市町村の条例で定める割合を乗じて得た額を課税標準額とした場合の税額までその税額を減額することができることとすること（法附則21、27の4、27の5）。
- キ 住宅用地、商業地等及び三大都市圏の特定市の市街化区域農地に係る固定資産税及び都市計画税については、前年度分の課税標準額（前年度分の固定資産税及び都市計画税について、カ又はキの減額が行われている場合は、その減額後の税額に対応する前年度分の課税標準額）に100分の110以上の割合で住宅用地、商業地等及び三大都市圏の特定市の市街化区域農地の区分ごとに市町村の条例で定める割合を乗じて得た額を課税標準額とした場合の税額までその税額を減額することができることとすること（法附則21の2、27の4の2、27の5）。
- (2) 令和7年度分又は令和8年度分の固定資産税に限り、自然的及び社会的条件からみて類似の利用価値を有すると認められる地域において地価が下落し、市町村長が修正前の価格を課税標準とすることが固定資産税の課税上著しく均衡を失うと認める場合には、修正前の価格を修正基準により修正した価格を当該年度分の固定資産税の課税標準とすること（法附則17の2、19の2、19の2の2、22）。
- (3) 独立行政法人国民生活センターが行う一定の業務の用に供する固定資産に係る固定資産税及び都市計画税の非課税措置について、対象に適格消費者団体が行う差止請求関係業務の円滑な実施のために必要な援助業務の用に供する固定資産を追加することとした（法348²⁹）。
- (4) 流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律に規定する総合効率化事業者が、総合効率化計画に基づき実施する流通業務総合効率化事業により取得した一定の家屋及び償却資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、次のとおり見直した上、その対象資産の取得期限を令和8年3月31日まで延長することとした（法附則15①、令附則11②～④、則附則6⑫）。
- ア 適用対象となる一般倉庫及び冷蔵倉庫の設備等に関する必須要件に、到着時刻表示装置が設けられていることを追加すること。
- イ 適用対象となる倉庫の設備等に関する選択要件から、貨物自動車運送事業の用に供する事務所及び駐車施設が併設されていることを除外すること。

ウ 適用対象となる附属機械設備に貨物自動車関係情報自動解析装置を追加した上、当該装置に係る課税標準を、その価格の2分の1の額とすること。

- (5) 都市再生特別措置法に規定する一体型滞在快適性等向上事業の実施主体が一定の一体型滞在快適性等向上事業により整備した滞在快適性等向上施設等の用に供する一定の固定資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、課税標準をその価格に2分の1を参酌して3分の1以上3分の2以下の範囲内において市町村の条例で定める割合（大臣配分資産又は知事配分資産にあっては2分の1）（現行2分の1）を乗じて得た額とした上、その整備期限を令和8年3月31日まで延長することとした（法附則15㉔）。

なお、本特例措置については地域決定型地方税制特例措置（いわゆる「わがまち特例」）を導入することとしたため、本特例措置の対象に係る固定資産税の賦課徴収のためには、参酌基準による場合も含め、特例率を定める条例を制定する必要がある。

- (6) 新築住宅及び新築中高層耐火建築住宅に係る固定資産税の減額措置について、建築基準法の改正に伴い、所要の規定の整備を行った上、その対象資産の新築期限を令和8年3月31日まで延長することとした（法附則15の6）。
- (7) 新築の認定長期優良住宅のうち区分所有に係る住宅については、新築の認定長期優良住宅に係る固定資産税の減額措置に係る申告書の提出がなかった場合においても、長期優良住宅の普及の促進に関する法律に規定する管理者等から長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則第9条に規定する通知書の写しが提出され、かつ、当該区分所有に係る住宅が当該減額措置の要件に該当すると認められるときは、当該減額措置を適用することができることとした（法附則15の7④、則附則7④）。
- (8) 社会福祉法人等が児童福祉法に規定する児童福祉施設の用に供する固定資産に係る固定資産税及び都市計画税の非課税措置について、その対象資産の範囲に里親支援センターの用に供する固定資産を追加することとした（令49の12㉔Ⅲ）。
- (9) 社会福祉法人等が社会福祉法に規定する社会福祉事業の用に供する固定資産に係る固定資産税及び都市計画税の非課税措置について、その対象資産の範囲に親子再統合支援事業、社会的養護自立支援拠点事業、意見表明等支援事業、妊産婦等生活援助事業、子育て世帯訪問支援事業、児童育成支援拠点事業及び親子関係形成支援事業の用に供する固定資産を追加することとした（令49の15㉔Ⅸ、則10の7の3⑩～⑫⑮⑯）。
- (10) 住宅用地に係る固定資産税の課税標準の特例措置及び高齢者の居住の安定確保に関する法律に規定するサービス付き高齢者向け住宅である一定の新築貸家住宅に係る固定資産税の減額措置について、建築基準法の改正に伴い、所要の規

定の整備を行うこととした（令52の11③、附則12⑫I）。

(11) 次のとおり課税標準の特例措置等の適用期限を延長することとした。

ア 国内航空機に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その対象資産を令和7年度までに新たに固定資産税が課されるものとする（法附則15③）。

イ 沖縄電力株式会社が電気供給業の用に供する償却資産に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その適用期限を令和8年度まで延長すること（法附則15④）。

ウ 日本貨物鉄道株式会社が取得した一定の新造車両に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その対象資産の取得期限を令和8年3月31日まで延長すること（法附則15⑥）。

エ 国際船舶に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、海上運送法施行規則の改正に伴う所要の規定の整備を行った上、その適用期限を令和8年度まで延長すること（法附則15⑧、則附則6⑳II）。

オ 津波防災地域づくりに関する法律に規定する推進計画区域において、同法に規定する推進計画に基づき新たに取得され、又は改良された津波対策の用に供する償却資産に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その対象資産の取得期限を令和10年3月31日まで延長すること（法附則15㉑）。

カ 津波防災地域づくりに関する法律の規定により指定された指定避難施設若しくは同法に規定する管理協定に係る協定避難施設の用に供する家屋のうち避難の用に供する部分又はこれらの施設に附属する避難の用に供する一定の償却資産に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その指定避難施設の指定に係る期限又は管理協定に係る締結期限を令和9年3月31日まで延長すること（法附則15㉒）。

キ 農地中間管理機構が農地中間管理権を取得し、その存続期間が10年以上である一定の農地に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、その農地中間管理権の取得期限を令和8年3月31日まで延長すること（法附則15㉓）。

ク 農業協同組合等が取得し、かつ、農業経営基盤強化促進法に規定する認定就農者（同法の規定による公告があった地域計画において地図に表示された農用地等に係る農業を担う者に限る。）の利用に供する一定の機械装置等に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その対象資産の取得期限を令和8年3月31日まで延長すること（法附則15㉔）。

ケ 電波法に規定する無線局（地域における需要に応じ多様な主体が開設することができる無線局であって地域社会の諸課題の解決に寄与する一定のものに限る。）の免許を受けた者が特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及

- び導入の促進に関する法律に規定する認定導入計画に基づき新たに取得した当該免許に係る無線通信の業務の用に供する一定の償却資産に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その対象資産の取得期限を令和7年3月31日まで延長すること（法附則15㉞）。
- コ 特定都市河川浸水被害対策法又は下水道法に規定する認定事業者が設置した一定の雨水貯留浸透施設に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その対象資産の取得期限を令和9年3月31日まで延長すること（法附則15㉟）。
- サ 長期優良住宅の普及の促進に関する法律に規定する認定長期優良住宅に係る固定資産税の減額措置について、その対象資産の新築期限を令和8年3月31日まで延長すること（法附則15の7①②）。
- シ 河川法に規定する高規格堤防の整備に係る事業の用に供するため使用された土地の上に建築されていた家屋について移転補償金を受けた者が当該土地の上に取得する代替家屋に係る固定資産税の減額措置について、その取得期限を令和8年3月31日まで延長すること（法附則15の8④）。
- ス 耐震改修が行われた住宅に係る固定資産税の減額措置について、その対象資産の改修期限を令和8年3月31日まで延長すること（法附則15の9①）。
- セ 高齢者等の居住の安全性及び高齢者等に対する介助の容易性の向上に資する一定の改修工事が行われた住宅に係る固定資産税の減額措置について、その対象資産の改修期限を令和8年3月31日まで延長すること（法附則15の9④⑤）。
- ソ 外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に資する一定の改修工事が行われた住宅に係る固定資産税の減額措置について、その対象資産の改修期限を令和8年3月31日まで延長すること（法附則15の9⑨⑩）。
- タ 耐震改修が行われた住宅のうち、認定長期優良住宅に該当することとなったものに係る固定資産税の減額措置について、その対象資産の改修期限を令和8年3月31日まで延長すること（法附則15の9の2①）。
- チ 外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に資する一定の改修工事が行われた住宅のうち、認定長期優良住宅に該当することとなったものに係る固定資産税の減額措置について、その対象資産の改修期限を令和8年3月31日まで延長すること（法附則15の9の2④⑤）。
- ツ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に規定する特別特定建築物に該当する一定の家屋のうち、主として実演芸術の公演の用に供する施設であることにつき証明がされ、かつ、一定の改修工事を行い、同法に規定する一定の基準に適合することにつき証明がされたものに係る固定資産税及び都市計画税の減額措置について、その対象資産の改修期限を令和8年3月31

日まで延長すること（法附則15の11①）。

テ 東日本大震災により滅失し、又は損壊した償却資産の所有者等が一定の区域内に当該滅失し、若しくは損壊した償却資産に代わるものと市町村長が認める償却資産を取得した場合の当該償却資産又は当該損壊した償却資産を改良した場合の当該改良された部分に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その対象資産の取得期限又は改良期限を令和8年3月31日まで延長すること（法附則56⑫）。

(12) 次のとおり課税標準の特例措置を改めることとした。

ア 公害防止用設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、次のとおり見直した上、その対象資産の取得期限を令和8年3月31日まで延長すること（法附則15②、則附則6⑭～⑰）。

① 石綿が含まれている一定の産業廃棄物の処理の用に供する産業廃棄物処理施設を適用対象から除外すること。

② 下水道除害施設について、汚泥処理装置、濾過装置、生物化学的処理装置、貯留装置及び輸送装置並びに現行制度において適用対象となっている装置に附属する電動機、ポンプ、配管、計測器その他の附属設備を適用対象から除外すること。

イ 農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律に規定するバイオ燃料製造業者が同法に規定する認定生産製造連携事業計画に従って実施する生産製造連携事業により新設した機械その他の設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、木質固形燃料製造設備に係る課税標準をその価格の4分の3（現行3分の2）の額とした上、その対象資産の取得期限を令和8年3月31日まで延長すること（法附則15⑱、則附則6⑳～㉔）。

ウ 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法に規定する一定の発電設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、次のとおり見直した上、その対象資産の取得期限を令和8年3月31日まで延長すること（法附則15㉕、則附則㉖～㉙）。

① 太陽光発電設備について、その対象を地球温暖化の推進に関する法律に規定する認定地域脱炭素化促進事業計画に従い取得した一定の設備又はペロブスカイト太陽電池を使用した一定の設備とすること。

② 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行規則第3条第27号に定める設備の区分等に該当する設備（出力1万kW以上2万kW未満のものに限る。）に係る課税標準を、その価格に7分の6を参酌して14分の11以上14分の13以下の範囲内において市町村の条例で定める割合（大臣配分資産又は知事配分資産にあつては7分の6）（現行3分の2

を参酌して2分の1以上6分の5以下の範囲内において市町村の条例で定める割合（大臣配分資産又は知事配分資産にあつては3分の2）を乗じて得た額とすること。

- (13) 一定の政府の補助を受けた者が児童福祉法に規定する事業所内保育事業に係る業務を目的とする施設のうち当該政府の補助に係るものの用に供する固定資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置を廃止することとした（旧法附則15⑳、旧令附則11㉟、旧則附則6㊿）。

3 事業所税

- (1) 特定農産加工業経営改善臨時措置法に規定する特定農産加工業者等が承認を受けた経営改善措置に関する計画に基づき実施する事業の用に供する一定の施設に対する資産割の課税標準の特例措置について、以下の措置を講ずることとした。

ア 適用期限を法人については令和8年3月31日まで、個人については令和7年分まで延長すること（法附則33㉟）。

イ 特例の対象に特定農産加工業経営改善臨時措置法の一部を改正する法律による改正後の特定農産加工業経営改善等臨時措置法に規定する調達安定化措置に関する計画に基づき実施する事業の用に供する一定の施設を加えること（法附則33㉟、令附則16の2の8㊿、則附則12の3㉟）。

- (2) 児童福祉法に規定する児童福祉事業の用に供する施設に係る非課税措置について、対象に里親支援センターを追加することとした（令56の26の3）。

- (3) 社会福祉法に規定する社会福祉事業の用に供する施設に係る非課税措置について、対象に親子再統合支援事業、社会的養護自立支援拠点事業、意見表明等支援事業、妊産婦等生活援助事業、子育て世帯訪問支援事業、児童育成支援拠点事業及び親子関係形成支援事業の用に供する施設を追加することとした（令56の26の5）。

4 国民健康保険税

- (1) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の改正に伴い、流行初期医療確保拠出金等の納付に要する費用を含めて国民健康保険税を課する措置を講ずることとした（法703の4㉟I）。

- (2) 後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を24万円（改正前22万円）に引き上げることとした（令56の88の2㉟）。

- (3) 低所得者に対し被保険者均等割額及び世帯別平等割額を減額する基準について、5割（4割・3割）減額の対象となる所得の算定において被保険者等の数に乗すべき金額を29万5千円（改正前29万円）に、2割減額の対象となる所得

の算定において被保険者等の数に乗すべき金額を54万5千円(改正前53万5千円)に引き上げることとした(令56の89①②Ⅱ)。

第三 その他

- 1 偽りその他不正の行為により地方団体の徴収金を免れ、又は地方団体の徴収金の還付を受けた株式会社等がその地方団体の徴収金を納付し、又は納入していない場合において、徴収不足であると認められるときは、その偽りその他不正の行為をしたその株式会社の役員等は、一定の額を限度として、その滞納に係る地方団体の徴収金の第二次納税義務を負うこととした(法11の9、令6の2)。
- 2 保全差押金額を限度とした差押え等に係る地方団体の徴収金について、その納付し、又は納入すべき額の確定がない場合における当該差押え等を解除しなければならない期限を、その保全差押金額をその者に通知をした日から一年(現行六月)を経過した日までとすることとした(法16の4④⑫)。
- 3 重加算金の適用対象に、隠蔽し、又は仮装された事実に基づき更正請求書を提出していた場合を加えることとした(法71の15①②、71の36①②、71の56①②、72の47①②、74の24①②、91①②、144の48①②、172①②、279①②、328の12①②、463の4①②、484①②、537①②、610①②、689①②、701の13①②、701の62①②、722①②、733の19①②)。

三 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う地方税法の臨時特例に関する法律に関する事項

合衆国軍隊の構成員等の所有に係る自動車に対する自動車税の種別割又はこれらのものの所有に係る軽自動車等に対する軽自動車税の種別割の徴収について、地方団体の条例で定めるところにより、普通徴収又は証紙徴収の方法によらなければならないこととする等所要の措置を講ずることとした(日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う地方税法の臨時特例に関する法律4①～⑥)。

四 国有資産等所在市町村交付金法に関する事項

令和7年度から令和9年度までの各年度分の国有資産等所在市町村交付金について、固定資産の価格の修正通知又は修正の申出をする場合に比較すべき類似の土地の価格に係る特例措置を講ずることとした(国有資産等所在市町村交付金法附則⑭)。

五 外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律に関する事項

二の第一の1(3)ア①及びイ並びに二の第二の1(3)ア①及びイに伴う所要の措置を講ずることとした(外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律8③⑥⑧⑩)。

六 租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律に関する事項

二の第一の1(3)ア①及びイ並びに二の第二の1(3)ア①及びイに伴う所要の措置を講ずることとした(租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律3の2の2⑤⑧⑩⑭)。

七 航空機燃料譲与税法、同法施行規則の改正に関する事項

- 1 空港関係市町村及び空港関係都道府県に対する航空機燃料譲与税について、譲与額の4分の1の額を延べ重量(「航空機の重量×着陸回数」)で、他の4分の1の額を旅客数で、2分の1の額を騒音地区内の世帯数で按分(現行2分の1の額を着陸料の収入額で、他の2分の1の額を騒音地区内の世帯数で按分)して譲与することとした(航空機燃料譲与税法2、2の2)。
- 2 譲与の基準として用いる延べ重量については、次のとおり補正することとした(航空機燃料譲与税法施行規則4②)。

万t超	万t以下	補正率
	4.0	1.50
4.0	20.0	1.25
20.0	100.0	1.00
100.0	500.0	0.75
500.0	2,500.0	0.50
2,500.0		0.25

- 3 譲与の基準として用いる旅客数については、次のとおり補正することとした(航空機燃料譲与税法施行規則4③)。

万人超	万人以下	補正率
	12.0	1.50
12.0	60.0	1.25
60.0	300.0	1.00
300.0	1,500.0	0.75
1,500.0	7,500.0	0.50

7,500.0		0.25
---------	--	------

4 次のとおり激変緩和措置を講ずることとした（改正法附則33②③）。

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度 以降
着陸料割	2/5(40/100)	3/10(30/100)	1/5(20/100)	1/10(10/100)	0(0/100)
延べ重量	1/20(5/100)	1/10(10/100)	3/20(15/100)	1/5(20/100)	1/4(25/100)
旅客数割	1/20(5/100)	1/10(10/100)	3/20(15/100)	1/5(20/100)	1/4(25/100)
騒音 世帯数割	(50/100)				

（注）令和6年度から令和9年度までの各年度分の着陸料割は、令和5年度3月譲与時期の譲与額の計算に用いた着陸料の収入額を用いて算定する。

5 その他所要の措置を講ずることとした。

八 森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律に関する事項

市町村及び都道府県に対する森林環境譲与税の譲与の基準について、譲与額の100分の55（現行100分の5）に相当する額を私有林人工林の面積で、100分の25（現行100分の3）に相当する額を人口で按分して譲与することとした（森林環境税法28①、29）。

九 特記事項（令和6年度の地方税関連事務の執行に当たっての留意事項等）

1 地方税の手続については、情報通信技術の進展を踏まえ、納税者の利便性向上、官民双方のコスト削減及び公平かつ適正な課税の実現を図る観点から、以下のよう
に、セキュリティを確保しつつ、簡素化、オンライン化、ワンストップ化の取組を進めることが重要であること。

(1) 地方税共同機構が管理するeLTAXについては、多くの納税企業等の端末や地方団体のシステムと接続されることから、障害等の防止に万全を期す必要があり、各地方団体においても自らの基幹税務システム等の情報セキュリティ対策に遺漏がないようにするとともに、正確かつ安全なデータを送受信する必要があることに留意すること。

また、「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」（令和4年3月25日改定）において、eLTAXについては、必要なセキュリティ対策を講じた上で、LGWANを経由してマイナンバー利用事務系と双方向でのデータの移送を可能とする旨明記されたことから、税務事務の効率化の観点から、同ガイドラインに記載されたセキュリティ対策を講じた上で、各地方団体の基幹税務システム等とeLTAXとの双方向のデータ移送に積極的に取り

組んでいただきたいこと。

さらに、情報システム機器の廃棄等については、機器内部の記憶装置からの情報漏えいのリスクを軽減する観点から、情報を復元困難な状態にする措置を徹底する必要があることから、「情報システム機器の廃棄等時におけるセキュリティの確保について」（令和2年5月22日付け総行情第77号総務省自治行政局地域情報政策室長通知）を踏まえ、適切に対応すること。

(2) e L T A Xを通じた申告・申請手続については、地方法人二税や固定資産税（償却資産）、事業所税の申告、個人住民税の給与支払報告書の提出など、主として法人が行う手続を中心として、順次、対象手続が拡大された。加えて、令和4年度税制改正により、地方税法令上は、納税者等が地方団体に対して行う全ての申告・申請手続について、実務的な準備が整ったものから順次、e L T A Xを利用して行うことが可能となった。これを受け、令和5年10月に地方たばこ税、ゴルフ場利用税、入湯税及び宿泊税の申告の手続も対象に追加された。また、令和6年10月からは軽油引取税、令和7年1月からは固定資産税（大臣（知事）配分資産）の申告の手続についても対象に加えられる予定である。各地方団体においては、引き続き、必要な準備を確実に進めていただき、電子申告等を活用した業務の効率化を進めるとともに、e L T A Xの更なる活用に向けて、法人、個人事業主及び税理士会（各支部を含む。）等への積極的な周知と利用の促進に取り組んでいただきたいこと。

(3) 令和元年10月から稼働した地方税共通納税システムは、地方法人二税等の対象税目について、一度の手続で複数の地方団体に対し電子納税を行うことが可能となるものである。同システムについては、令和4年度の実績として、払込件数（e L T A Xから地方団体への払込件数）は約1,215万件（前年同期：約761万件、+59.7%）であるが、複数団体への一括納付により、納付件数（納税者の口座から引き落とされた件数）は約235万件（前年同期：約152万件、+54.6%）となっている。こうした同システムの利用によるメリットは、納税者等のみならず、地方団体や指定金融機関等にも及ぶが、その効果は、利用が促進されるにつれて高まるものである。他方で、同期間における納付金額約4.5兆円（前年同期：約2.9兆円、+55.2%）は、令和4年度における対象税目の決算額の20%程度であることから、今後、同システムを活用した電子納税を更に伸ばす余地は大きいものと考えており、国税当局と連携しつつ、更なる活用に向け、法人、個人事業主及び税理士会等への周知等に取り組んでいただきたいこと。

また、各地方団体においては、職員に係る源泉所得税及び個人住民税（給与所得及び退職所得に係る特別徴収分）の納付について、e-Tax及びe L T A Xを利用することにより会計担当課等や指定金融機関における事務の効率化に繋

がることから、積極的な利用に取り組んでいただきたいこと。

- (4) 地方税共通納税システムの対象税目・納付手段の拡大に合わせ、令和5年度から導入した地方税統一QRコード（eL-QR）の活用については、納税者はもとより、金融機関や地方団体にとってもメリットが大きいものであることから、「デジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しに係る工程表」（2022年12月21日デジタル臨時行政調査会）において「令和5年度から地方税統一QRコード印字を必須としている4税（固定資産税、自動車税等）に加えて、その他の地方税（確定税額通知分）の納付書についても、令和6年度から原則当該QRコードを印字する」と示されていることを踏まえ、確定税額の格納が可能である各種税目の納付書には、原則当該QRコードの印字を行っていただきたいこと。その際、「確定税額通知分」として、随時課税分、督促分等が含まれることにご留意いただきたいこと。

また、当該QRコードの印字においては、基幹システムの開発事業者とも調整の上、格納値は適切な設定・確認を徹底すること。

なお、上記に係るシステム改修に要する経費については、令和6年度において普通交付税措置を講ずることとしていること。

- (5) 「成長戦略フォローアップ」（令和2年7月17日閣議決定）において「令和7年（2025年）6月までに、キャッシュレス決済比率を倍増し、4割程度とすることを目指す」とされている。

地方税の納付においても、キャッシュレス納付の普及拡大は、納税者の利便性向上や社会全体のコスト削減に資するものであるところ、令和4年度のキャッシュレス納付比率は31.2%（道府県税：18.5%、市町村税：32.7%）となっている。

近年、共通納税システムの対象税目が拡大していることやeL-QRを活用した電子納付が開始されたことを踏まえ、各地方団体においては、eL-QRが活用可能な税目については、従来の口座振替の活用推進に加え、eL-QRを活用したスマートフォン決済アプリやクレジットカードによる納付の利用促進に取り組んでいただきたいこと。また、それ以外の税目についても、eLTAXを活用したダイレクト納付等の利用促進に積極的に取り組んでいただきたいこと。

- (6) 地方公共団体の情報システムの標準化・共通化については、「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」（令和3年法律第40号）及び「地方公共団体情報システム標準化基本方針」（令和5年9月8日閣議決定）に基づき、住民記録、地方税、福祉など、地方公共団体の主要な20業務を処理するシステム（基幹系システム）の標準仕様を関係府省において作成した上で、各事業者が、標準仕様に準拠して開発したシステムをガバメントクラウド上に構築し、令和7年度までに各地方公共団体が当該システムに移行することを目指すこととされている。

るため、各地方団体においては、その準備を進めていただきたいこと。

基幹税務システム（対象税目等は、個人住民税（森林環境税を含む。）、法人住民税、固定資産税（都市計画税を含む。）、軽自動車税及びこれらに係る収滞納管理）については、「税務システム標準仕様書【第3.0版】」を令和5年8月31日に公表したところである。毎年の税制改正の内容等を本仕様書に反映させることは、「政策上必要と判断される」（「標準仕様書の改定・運用に関する基本的な考え方」（令和5年10月27日デジタル庁））ことから、今後も改定を行う予定であること。

なお、「地方公共団体情報システム標準化基本方針」において、移行の難易度が極めて高いと考えられるシステムについて、所要の移行完了の期限が設けられるとともに、この場合でも、令和7年度末までに、当該システムをデータ要件の標準に関する標準化基準には適合させることとされたことに留意すること。

(7) 給与所得に係る特別徴収税額通知（特別徴収義務者用）の電子的「正本」通知については、令和6年度課税分から、特別徴収義務者が申出をしたときは、電子で通知しなければならないこととされていることを踏まえ、適切に対応いただきたいこと。

(8) 給与所得に係る特別徴収税額通知（納税義務者用）については、令和6年度課税分から、個々の納税義務者に電子的に通知する体制を有する特別徴収義務者が申出をしたときは、電子で通知しなければならないこととされていることを踏まえ、適切に対応いただきたいこと。

また、各地方団体においては、特別徴収義務者としての立場もあることから、個々の納税義務者に対して特別徴収税額通知を電子的に送付するため、庁内関係部署と連携を図る等、準備を進めていただきたいこと。

(9) 市町村から国税当局に送信される扶養是正情報等のデータ送信は、地方団体及び国税当局の双方の税務行政の効率化を図る観点から重要な取組であることから、書面により提供を行っている市町村は、eLTAXを利用した扶養是正情報等のデータ送信を早急に開始するよう積極的に取り組んでいただきたいこと。

(10) 個人住民税において扶養控除等を公正に適用するため、市町村が扶養に関する情報をより効率的に把握できる情報連携の仕組みを検討することとしており、具体化に向けて、各市町村の基幹税務システム、自治体中間サーバー、情報提供ネットワークシステムの改修等を行う必要があることから、今後の検討状況等を踏まえて、関係機関等と適切に調整を進めていただきたいこと。

(11) 令和5年度税制改正において、国税の源泉徴収票の提出方法の見直しが行われ、令和9年1月1日以降に提出すべき給与所得及び公的年金等の源泉徴収票について、給与等の支払をする者が、市町村長に給与支払報告書等を提出した場合には、税務署長に給与所得等の源泉徴収票を提出したものとみなすこととされている

ること。

詳細について、現在、国税庁と調整を行っているところであり、今後必要な情報提供を行う予定であること。また、標準仕様書についても、当該要件を実装するための改定を予定していること。

- (12) 地方税の処分通知等（課税明細書等の添付書類を含む。）については、納税義務者である事業者等から、書面による通知と合わせて、容易に判読可能なデータ形式での提供が求められた場合には、各地方団体においては、事業者等からの求めに応じて当該データを提供することについて、積極的に検討いただきたいこと。

- (13) 地方税関係通知のうち、固定資産税、都市計画税、自動車税種別割、軽自動車税種別割の納税通知書（課税明細書を含む。）及びそれに付随する納付書について、納税者等からの求めに応じて、e L T A X及びマイナポータルを活用して電子的に送付する仕組みの導入に向けた取組を進めることとしていること。このほか、令和8年9月のe L T A X次期更改にあわせて、納税者等の利便性の向上及び地方団体の事務負担の軽減に向けた機能改善を行うこととしている。次期更改に係る見積参考資料等が令和6年上半期に提示される予定であり、地方団体においても必要なシステム改修等の準備を進めていただきたいこと。

また、地方税共同機構の負担金については、同機構が地方税務手続の全国統一なデジタル化に果たす役割が拡大していることから、各地方団体において、必要な予算措置を講じていただきたいこと。

なお、地方税共同機構の負担金に要する経費については、令和6年度において普通交付税措置を講ずることとしていること。

- (14) 地方団体における手続上の書式・様式に関し、特に、経済活動に影響するものであって、一事業者が複数地方団体との間で申請等の手続を行うもの等については、事業者の負担を踏まえた改善方策が検討され、「規制改革実施計画」（平成30年6月15日閣議決定）において、事業者の負担を軽減するための方策が示されていること。

特に、財産調査で用いる金融機関照会様式、給与等照会様式及び競争入札参加資格申請用の納税証明書の交付申請様式については、全国地方税務協議会（現：地方税共同機構）において統一様式が取りまとめられており、このうち、各種照会様式については「税務システム標準仕様書【第3.0版】」にも定められているところであるため、これら統一様式の使用について、積極的に取り組んでいただきたいこと。

- (15) 行政機関と金融機関間で行う預貯金等の照会・回答については、原則書面で行われており、双方において大きな業務負担となっていること。これを受け、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和5年6月9日閣議決定）においては、「行政機関は、積極的にデジタル化を先導し、金融機関はシステムの整備計画等

を踏まえながら、段階的にデジタル化を推進することで、更に技術的・実務的な検討を協働して進め、書面を前提とした照会・回答内容や業務フローを見直し、金融機関の負担軽減及び行政機関による迅速かつ適正な行政事務の遂行を図る」とこととされている。各地方団体においては、地方税関係の照会・回答が多くを占めている現状を踏まえ、金融機関との間の預貯金等照会・回答業務のデジタル化について、積極的に検討いただきたいこと。

2 地方税分野におけるマイナンバーの利用等

(1) マイナンバーの紐付け・副本登録の徹底

令和6年度与党税制改正大綱において、「今後、デジタル社会の基盤として個人番号（マイナンバー）を活用することがますます重要になる。このため、課税情報とマイナンバーの紐付けが確実に行われることが必要であることから、地方公共団体において適切かつ速やかな紐付け及び副本登録が確実に行われるよう促すこととし、令和6年度中を目途に地方公共団体における実施状況のフォローアップを行う。」とされたところであること。

また、「個人住民税に係る課税情報のマイナンバーとの紐付け及び副本登録の徹底について（依頼）」（令和5年11月15日付け総税市第108号総務省自治税務局市町村税課長通知）及び「個人住民税の住民登録外課税者に係る課税情報のマイナンバーとの紐付け及び副本登録の徹底について」（令和6年3月25日付け総税市第29号総務省自治税務局長通知）において、デジタル庁が策定した「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」（令和5年10月5日）を踏まえ、必要な取組を行っていただくよう依頼しているところであること。

については、上記を踏まえ、特別徴収義務者や納税義務者に対して、給与支払報告書等の提出時にマイナンバーを確実に記載するよう働きかけを行うとともに、特に地方税法第294条第3項に規定する住民登録外課税者について、マイナンバーと課税情報を紐付けていない場合は、適切かつ速やかに紐付け、自治体中間サーバーに特定個人情報の副本データベースを登録する等、取組を行っていただきたいこと。

なお、各市区町村の紐付け及び副本登録の実施状況については、フォローアップを令和6年の秋頃を目途に実施する予定としていること。

(2) 個人住民税に係るマイナンバー情報総点検終了後の取組

マイナンバーによる情報連携の正確性確保に向けた総点検として、個人住民税の課税情報についても、紐付けが正確に行われているか確認作業を実施してきたところであるが、令和5年12月12日のマイナンバー情報総点検本部（第5回）において、「総点検終了後も、新規の紐付け誤りを防止することが必要であるため、申請時や更新時といった本人確認の際に、通常業務において定期的なマイナ

ンバーの確認を徹底する。」とされたところであること。

については、個人住民税において、次の事項に十分留意していただきたいこと。

ア 住民登録外課税者の課税情報とマイナンバーとの紐付けを新たに行う場合は、特別徴収義務者や納税義務者からマイナンバーを確実に取得した上で、マイナンバーの確認を徹底すること。

イ マイナンバーとの紐付けが既に行われている住民登録外課税者の課税情報についても、紐付け誤りがないかの確認を実施することが予定されており、具体的な実施方法等について、関係府省から示される予定であることから、これに沿って確認作業に取り組むこと。

(3) 個人住民税以外の地方税分野におけるマイナンバーの利用等

課税情報や納税義務者等の情報とマイナンバーとの紐付けは、地方税の適正な課税に資するものであることから、各地方団体においては、事業者等の協力も得ながら納税義務者等のマイナンバーを把握した上、課税情報等との積極的な紐付けを進めていただきたいこと。

特に、固定資産課税台帳とマイナンバーの紐付けに関しては、納税義務者の死亡の事実を適時に把握することが、固定資産税の適正な課税のために重要であることから、積極的に進めていただきたいこと。

具体的には、住民基本台帳との連携を図るとともに、住所地が課税団体と異なる納税義務者については、マイナンバーを用いて住民基本台帳ネットワークにより照会を行うことで、死亡の事実を適時に把握することが可能であるので、適切に活用されたいこと。詳細については、「固定資産課税台帳とマイナンバーとの紐付けの推進について」（令和4年9月27日付け総税固第57号総務省自治税務局固定資産税課長通知）及び「固定資産課税台帳とマイナンバーの紐付けのための手順例について」（令和6年4月1日付け総税固第27号総務省自治税務局固定資産税課長通知）において周知しているところであること。なお、今後、マイナンバーの紐付けに関する取組状況の調査を行う予定であること。

また、上記1(13)で示している納税通知書等のデジタル化の仕組みの導入に向けた取組においても、課税情報とマイナンバー等の紐付けを進めることが望ましいものであること。

(4) 入力業務等の委託

地方税分野におけるマイナンバーの利用に際しては、一部の地方団体からマイナンバーを含む課税情報のデータ入力業務を委託された事業者が、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（平成25年法律第27号）に違反して、当該業務を無断で再委託していた事案が発生したことを踏まえ、マイナンバーを含む課税情報のデータ入力業務を委託する場合には、「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（行政機関等・地方公共団

体等編)」(平成26年特定個人情報保護委員会告示第6号)の内容に留意し、

ア 委託先において、作業場所や人員等に関して、地方団体が果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられているか、あらかじめ確認する。

イ 委託契約の締結にあたっては、許諾なき再委託の禁止や委託先に対する実地調査を行うことができる規定等を盛り込む。

ウ 委託先における特定個人情報の取扱状況を把握するため、定期的な実地調査や作業状況の報告聴取等を実施するなど、委託先に対する必要かつ適切な監督を徹底していただきたいこと。

- 3 地方税法第382条に基づく登記所から市町村長への通知(以下「登記済通知」という。)及び登記済通知と併せて提供されている地図及び図面情報並びに同法第422条の3に基づく市町村長から登記所への通知(以下「評価額通知」という。)については、令和2年1月から、電子データのオンラインによる受渡しが可能となっており、市町村と管轄登記所との間で協議を行い、積極的にオンラインによる受渡しを行うよう努めていただきたいこと。

また、従来、オンラインによる受渡しを行うためには、市町村長と管轄登記所との間で覚書を締結することが必要とされていたところであるが、今般、法務省との協議により、市町村長と管轄登記所との間でオンラインによる提供を実施することの協議が調った場合は、当該覚書を締結する必要はないものとされたので、ご留意願いたいこと(「市町村長と登記所との間における地方税法に基づく通知のオンライン化の更なる推進について」(令和6年1月9日付け総務省自治税務局固定資産税課長通知))。

受渡し方法やデータ形式等の詳細及び留意事項については、「市町村長と登記所との間における地方税法に基づく通知のオンライン化等について」(平成31年4月26日付け総務省自治税務局固定資産税課長通知)、「市町村長と登記所との間における地方税法に基づく通知に係るオンライン化等に関する留意事項について」(令和元年12月27日付け総務省自治税務局固定資産税課長通知)等を参照いただきたいこと。

また、「税務システム標準仕様書【第3.0版】」において、登記済通知の電子データを固定資産税システムへ取り込める機能及び評価額通知による通知項目をCSV形式で出力する機能を【実装必須機能】として定めているため、登記済通知及び評価額通知の際には、それらの機能を積極的に利用されたいこと。

なお、市町村長から都道府県知事への固定資産評価額等の通知については、令和8年度に予定されているeLTAXのシステム更改に合わせて、eLTAXにより通知が可能となる予定であるため、活用されたいこと。

- 4 適格請求書等保存方式への対応等

- (1) 適格請求書等保存方式への対応

令和5年10月1日から開始された適格請求書等保存方式（インボイス制度）について、次の事項に留意いただきたいこと。

ア 地方公共団体の一般会計又は特別会計から仕入れを行った事業者が消費税の仕入税額控除を受けるためには、それぞれの会計が、税務署長から適格請求書発行事業者の登録を受け、仕入れを行った事業者に対して、適格請求書等を交付する必要があること。

この点、現時点で適格請求書発行事業者の登録を受けていない特別会計においては、その性質上、例外的にインボイス制度への対応を要しない会計もあり得るところであるが、新たに消費税の課税取引が生ずる場合等、今後、適格請求書発行事業者の登録を受ける必要が生じた際には、速やかにその登録申請を行うなど適切に対応いただきたいこと。同様に、新たに特別会計を設置した場合には、設置日以後に登録申請を行うこととなるが、特別会計の設置日の属する課税期間の初日から登録を受けようとする旨を記載した登録申請書を、その課税期間の末日までに提出した場合、その課税期間の初日に登録を受けたものとみなされる特例が設けられていること。ただし、登録申請書を提出してから、登録通知を受けるまでは一定の期間を要することから、早期にインボイスを交付するためには、特別会計の設置日以後速やかに登録申請を行う必要があること。

また、デジタル庁において、政府機関・地方公共団体、民間事業者のバックオフィス業務のデジタル化を進めるため、国際的な標準仕様である Peppol (ペポル) をベースとしたインボイス (Peppol e-invoice) の普及・定着に向けた取組を行っていることから、地方公共団体においてもデジタルインボイスを積極的に導入いただきたいこと。なお、現在、民間のサービスプロバイダーにより Peppol e-invoice 対応サービス・プロダクトが広く展開され、民間事業者等の間で利活用が進むとともに、政府調達においても、令和5年10月より、電子調達システム (GEPS) 等による Peppol e-invoice の受領が可能となっていること等も参考としていただきたいこと。

(注) 日本における Peppol e-invoice の標準仕様は、日本の Peppol Authority (管理局) であるデジタル庁が開発・公表している。

イ インボイス制度への事業者としての対応については、「地方公共団体におけるインボイス対応Q&A【未定稿】」(令和6年1月18日版)を参照いただきたいこと。

ウ インボイス制度の円滑な実施と定着のため、国税局、税務署や地域の事業者団体等と連携した制度の周知・広報に協力いただくほか、各府省庁等が作成す

る広報素材（リーフレット等）を事業者が参集するイベントや地方団体の窓口等で配布したり、インボイス制度に関する周知を各地方団体の広報誌において行うなど、各地方団体において主体的に周知・広報を行っていただきたいこと。

その際、制度の内容に加え、制度対応に係る事業者向けの支援措置等についても、周知・広報いただきたいこと。

エ 新たに課税事業者となった事業者等からの申告や納税に関する各種相談については、相談機会の充実及び手法の多様化を推進するなど、積極的な相談対応について、国税庁、税務署に協力いただきたいこと。

(2) その他地方消費税に係る事項

ア 引上げ分に係る地方消費税収（市町村交付金を含む。）については、社会保障施策に要する経費に充てるものとするのが地方税法上明記されており、各地方団体においては、「引上げ分に係る地方消費税収の使途の明確化について」（平成26年1月24日付け総税都第2号総務省自治税務局都道府県税課長通知）に基づき、予算書及び決算書の説明資料等において明示することにより議会に対しその使途を明らかにするとともに、住民に対しても周知することが適当であること。

イ 消費税・地方消費税の賦課徴収に係る地方団体の役割の拡大として、地方団体による消費税・地方消費税の申告書の收受や納税相談等を一層推進することとしているので配慮いただきたいこと。

5 ゴルフ場利用税の特別徴収義務者であることを証する証票については、これをゴルフ場の公衆に見やすい箇所に掲示しなければならないとされているところ、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和4年6月7日閣議決定）において、デジタル社会の実現に向けた構造改革が求められていることを踏まえ、各地方団体においては、納税義務者（ゴルフ場利用者）の利便性向上に資するため、当該ゴルフ場での証票の掲示に加え、その記載事項を一覧にして地方団体のホームページにおいて掲載するなど、インターネットを活用した特別徴収義務者に係る情報の公表に積極的に取り組んでいただきたいこと。

6 「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（令和5年度改定）」（令和5年6月9日外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議決定）にもあるとおり、外国人労働者について、適切な納税が行われるよう、管内の事業者に対して、従業員からの特別徴収の適切な実施、出国する納税義務者に支払われるべき給与から未納税額を一括徴収する制度及び納税義務者の納税に関する一切の事項を処理する納税管理人制度について、より一層の周知を図っていただきたいこと。

また、外国人労働者の転入等の手続の機会に、これらの制度も含め、円滑な納税に資する情報提供に取り組んでいただきたいこと。総務省としても、外国人労働者及び外国人労働者を雇用する特別徴収義務者に個人住民税や特別徴収等の制度内

容をより一層理解していただくため、当該制度内容を記載した広報素材を提供しているため、各地方団体において、積極的に広報に取り組んでいただきたいこと。

- 7 個人住民税の定額減税に係る事務については、「個人住民税の定額減税（案）に係るQ&A集」等を参考に適切に対応いただくとともに、定額減税の趣旨・内容・実施方法等について納税者及び特別徴収義務者への丁寧な周知広報を行っていただきたいこと。
- 8 扶養控除等の見直しについては、令和6年度税制改正の大綱（令和5年12月22日・閣議決定）において「扶養控除の見直しにより、課税総所得金額や税額等が変化することで、所得税又は個人住民税におけるこれらの金額等を活用している社会保障制度や教育等の給付や負担の水準に関して不利益が生じないよう、当該制度等の所管府省において適切な措置を講ずるとともに、独自に事業を実施している地方公共団体においても適切な措置が講じられるようにする必要がある」とされた上、「令和7年度税制改正において、これらの状況等を確認することを前提に、令和6年10月からの児童手当の支給期間の延長が満年度化した後の令和8年分以降の所得税と令和9年度分以降の個人住民税の適用について結論を得る」とこととされているため、各地方団体において、財政部局、福祉・教育関係部局等と連携の上、独自に実施している事業について、扶養控除の見直しにより不利益が生じないよう検討いただきたいこと。また、その検討状況について、別途調査を実施する予定であること。
- 9 ふるさと納税については、その制度趣旨を踏まえ、寄附金の使途について創意工夫が図られることが望ましいものであり、ふるさと納税を活用する事業の趣旨や内容、成果をできる限り明確にする取組などを進めていただくことが重要であること。
ふるさと納税指定制度下においては、毎年7月中に申出を行う際に提出する様式に、次の指定対象期間において提供予定の返礼品について全て記載することとしているが、当該申出時点のみならず、指定を受けている期間を通じて、各指定基準に適合する必要があるため、各地方団体は、自団体が取り扱う返礼品等が各指定基準に適合していることを、常に確認するとともに、指定対象期間の開始後に新たに提供を開始しようとする返礼品等については、あらかじめ、都道府県を通じて総務省に提出すること。その際、類似する返礼品等が他の地方団体において提供されていること等は基準に適合している理由とはならないため、「ふるさと納税に係る指定制度の運用についてのQ&Aについて」（令和5年7月21日付け総税市第80号総務省自治税務局市町村税課長通知）、「ふるさと納税制度の適正な運用について」（令和5年9月28日付け総税市第100号総務省自治税務局市町村税課長通知）等を参照の上、基準適合性について適正に判断するとともに、基準適合性に疑義が生じた場合には、速やかに当該返礼品等の取扱いを停止した上で、総務省への照会を行う等、適切に対応すること。

なお、上記の「ふるさと納税制度の適正な運用について」において、次に掲げる返礼品等について、今後、地場産品基準への該当の適否に係る線引き等を検討した上で、告示やQ&Aの改正を行うことを検討することとしていることを踏まえ、各地方団体においては、このようなものを返礼品等に用いることを見合わせることも含め、地場産品基準を設けている趣旨を踏まえた適切な対応を行っていただきたいこと。

- ・ 区域外産の肉で、区域内でと畜や枝肉からの精肉加工を行っているもの
- ・ 各地方団体の区域内で提供されている役務ではあるが、全国各地で同様の役務が提供されているなど、地域との関連性が希薄なもの
- ・ 区域内における工程が、返礼品等の製造・加工ではなく、企画立案等であるもの

また、返礼品等の選定・調達、広告等の一部又は全部を外部事業者へ委託している場合であっても、各指定基準に適合しなくなったと認められたときは指定取消しとなり得るものであるため、その内容の確認を十分に行うなど適切に対応すること。特に、返礼品として提供される食品について、産地名の表示を偽る事案が複数発生しているが、地方団体が必要と考えられる対応を取ることなく、返礼品を取り扱う事業者が産地名の表示を偽ることで地場産品基準に違反した場合は、指定取消しとなり得るものであることに留意すること（「ふるさと納税の返礼品として提供される食品の表示に係る関係法令遵守について」（令和5年12月27日付け総税市第119号総務省自治税務局市町村税課長通知））。

令和5年10月から始まる指定対象期間においては、寄附金受領証の発行やワンストップ特例に係る事務に要する費用、ポータルサイトの運営事業者等に対して支払う費用など、ふるさと納税の募集を行ったことや寄附金を受領したことにより発生したと考えられる費用は、全て、寄附金受領額の5割以下とすべき「募集に要する費用」に含まれることとなったところであり、5割を超過した場合は指定取消しの対象となり得るものであることから、募集費用の縮減に努めること。

また、受領した寄附金については、寄附者の意図を踏まえ適切に活用するとともに、寄附金の使途や寄附金を活用した事業の成果等については積極的な公表に努めること。ワンストップ特例申請については、複数のポータルサイト事業者等により、マイナンバーカードを利用してオンラインで申請できるサービスが開始されているが、オンライン申請は、寄附者及び地方団体の双方の事務負担の軽減につながると考えられることから、積極的に取り組んでいただきたいこと。

- 10 地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）については、地域産業を支える人材の育成をはじめ様々なプロジェクトに取り組む地方団体と、寄附を行う企業のパートナーシップを通じ、地方創生の実現を図ろうとするものであり、令和2年度税制改正において控除割合の引上げや手続の簡素化等が行われたことも踏まえ、積極的な

取組を進めていただきたいこと。

- 11 外形標準課税について、二の第一 2 のとおり見直しが行われることから、各地方団体においては、条例改正、必要なシステム改修のほか、納税義務者に対する周知及び新たに外形標準課税の対象となる法人の把握など、新制度の施行に向け適切に対応すること。

12 森林環境税・森林環境譲与税

(1) 森林環境税の課税開始

「森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律」(平成 31 年法律第 3 号)に規定する森林環境税について、令和 6 年 1 月 1 日に施行され、6 月から課税が開始されることから、「森林環境税の賦課徴収における市町村の事務に係る処理基準について」(令和 4 年 9 月 9 日付け総税市第 76 号総務省自治税務局長通知)等に沿って適正に事務処理を行う必要があること。なお、個人住民税において定額減税が実施されることとされており、森林環境税の徴収方法については、個人住民税均等割の徴収方法と同様となることに留意すること。また、令和 6 年度においても、制度に対する住民の理解を深めるために、広報誌への掲載や納税通知書に同封する書面への記載など、制度の周知に引き続き努めていただきたいこと。なお、広報に要する経費については、令和 6 年度において普通交付税措置を講ずることとしていること。

(2) 森林環境譲与税の活用等

森林環境税及び森林環境譲与税は、国民一人一人が等しく負担を分かち合い、地球温暖化防止、災害防止等の役割を担う森林を支える仕組みとして創設されたことを踏まえ、譲与税を森林整備や木材利用等に一層有効に活用するとともに、その用途に関する事項について、インターネットの利用その他適切な方法により公表し、その事業の実績や効果について、住民に対する説明を十分に行っていたいただきたいこと。

なお、令和 6 年度の譲与については、次の事項に留意していただきたいこと。

ア 課税開始に伴い、地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金に加えて森林環境税の収入額が森林環境譲与税として譲与されること。

イ 森林環境譲与税の譲与基準について、私有林人工林面積及び人口の譲与割合を見直したこと。

- 13 屋外分煙施設等の整備の促進については、「健康増進法」(平成 14 年法律第 103 号)において望まない受動喫煙の防止に必要な環境の整備等が地方団体の努力義務とされていること及び令和 6 年度与党税制改正大綱を踏まえ、望まない受動喫煙対策の推進や今後の地方たばこ税の継続的かつ安定的な確保を図るため、駅前・商店街・公園などの場所における公共又は民間の屋外又は屋内の分煙施設の整備が考えられることから、屋外分煙施設等のより一層の整備を図るために、地方たばこ税

の活用を含め、必要な予算措置を講ずるなど積極的に取り組んでいただきたいこと。

また、分煙施設の整備促進について別途通知することとしているとともに、今後、各地方団体の整備方針や実施状況等を把握する予定であること。

なお、地方団体が行う一定の屋外分煙施設の整備に要する経費については、特別交付税措置を講じているところであるが、令和6年度からは民間事業者等が行う一定の屋外分煙施設の整備に対する助成に要する経費についても当該措置の対象に追加することとしており、これも踏まえ、積極的に整備に取り組んでいただきたいこと。

- 14 都市計画税は、「都市計画法」（昭和43年法律第100号）に基づいて行う都市計画事業等に要する費用に充てるために課される目的税であることから、その趣旨を踏まえ、対象事業に要する費用を賄うためその必要とされる範囲について検討を行い、適宜、税率の見直し等を含めた適切な対応を行う必要があること。

また、本税の目的税としての性格に鑑み、都市計画税収の都市計画事業費への充当について明示することにより、その用途を明確にすること。

なお、通常国会に提出中の「都市緑地法等の一部を改正する法律案」において、特別緑地保全地区内の土地の買入れ及び機能維持増進事業について、緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画に基づく都市計画事業の認可みなし制度を創設する予定であり、この場合、当該土地の買入れ等に要する費用について、都市計画税を充てることができるものとなること。

- 15 入湯税は、環境衛生施設、鉱泉源の保護管理施設及び消防施設その他消防活動に必要な施設の整備並びに観光の振興（観光施設の整備を含む。）に要する費用に充てる目的税であることから、その趣旨を踏まえ、入湯税収の具体的事業費への充当について予算書、決算書の事項別明細書あるいは説明資料等において明示することにより、その用途を明確にすること。

- 16 本年1月1日に発生した令和6年能登半島地震に係る対応については、「令和6年能登半島地震による被災者に対する減免措置等について」（令和6年1月9日付け総税企第2号総務省自治税務局長通知）、「令和6年能登半島地震により被害を受けた土地及び家屋に係る令和6基準年度向け評価等について」（令和6年1月16日付け総税固第3号・総税評第2号総務省自治税務局固定資産税課長及び総務省自治税務局資産評価室長通知）及び「地方税法、同法施行令の改正等について」（令和6年2月21日付け総税企第21号総務大臣通知）等により、災害一般に係る被災住宅用地、被災代替家屋及び被災代替償却資産に係る固定資産税等の特例措置並びに令和6年能登半島地震に係る個人住民税の雑損控除の特例措置について、適切な対応及び周知を依頼しているところであること。

引き続き、災害が発生した場合には、被害の実態を踏まえて、地方税に係る申告等の期限の延長、徴収猶予及び減免の措置並びに固定資産税等の特例措置などにつ

いて、迅速かつ適切な対応及び周知を図るよう努めていただきたいこと。

17 地方税の減免措置については、地方税法の規定に基づき、条例の定めるところによって行うことができるが、各地方団体にあつては、当該措置が特別な事由がある場合に限った税負担の軽減であることを踏まえ、適正かつ公平な運用に十分配慮していただきたいこと。

18 地方団体の歳入を確保するとともに、地方税に対する納税者の信頼を確保するため、事務処理体制の整備を図り、課税客体、課税標準等を的確に把握し、課税誤りが生ずることのないようにするほか、納期内納付の推進や着実な滞納整理を図るなど、地方税法等の規定に基づき、適正かつ公平な税務執行に努めていただきたいこと。

このうち収納・徴収に関する取組については、民間事業者への業務委託、徴収事務の共同処理などの取組のほか、近年、クレジットカード納付やスマートフォン決済アプリによる納付など各地方団体における収納手段の多様化や地方税共通納税システムを通じた電子納付の推進が図られ、令和5年4月からはほぼ全ての地方団体においてe L-Q Rを活用した納付が可能となるなど、納税者の利便性の向上が図られている。これらの取組は地方団体における徴収率の向上にも寄与するものと考えられ、一層の取組を促進する必要があること。

19 悪質な滞納者に対しては厳正に対処する必要がある一方で、地方税法では、滞納処分をすることによってその生活を著しく窮迫させるおそれがあるときは、その執行を停止することができることとされていることを踏まえ、各地方団体においては、滞納者の個別・具体的な実情を十分に把握した上で、適正な執行に努めていただきたいこと。

また、納税相談等の地方税に関する各種相談については、相談機会の充実及び手法の多様化を推進していただきたいこと。

なお、犯罪被害者等への対応に当たっては、「犯罪被害者等基本法」（平成16年法律第161号）の趣旨や「犯罪被害者等の保護・支援に係る地方税における適切な対応について」（令和5年6月14日付け自治税務局企画課事務連絡）を踏まえ、犯罪被害者等の事情に十分配慮し、丁寧かつ適切な対応をいただきたいこと。

20 滞納整理などの徴収事務においては、関連法令等に関する専門的な知識や経験の蓄積が求められるが、行革の推進等により地方団体の税務職員数は減少傾向にあることから、税務職員が研修を受講する機会の充実に加え、広域連合や一部事務組合等の仕組みを活用した広域的な連携により徴収事務を共同処理すること等も併せて検討することが求められること。

21 税務行政においては、個人情報の誤った取扱いにより、納税者に損害や不利益を与えることがないように、地方税の賦課徴収に関する個人情報の取扱いに万全を期していただきたいこと。その際には、納税者の住所や家族等に関する情報など、当該

団体内の他の部署が主として取得・保有し、税務当局においても活用している情報についても、その取扱いに万全を期していただくとともに、「ドメスティック・バイオレンス、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者の保護のための適正な事務執行の徹底について（周知）」（令和元年6月27日付け自治税務局企画課事務連絡）を踏まえ、適正な事務執行を行っていただきたいこと。

22 租税の役割や納税の意義等について児童・生徒や地域住民の理解を深めるための租税教育については、関係機関との連携や地域の実情に応じた独自の取組等、引き続き、その充実に向けた取組を推進していただきたいこと。

23 所有者不明土地対策等に資するため、各個別法に基づく関係部局からの情報提供の求めに応じて、地方団体の税務部局が固定資産課税台帳の一定の情報を関係部局に提供したとしても地方税法第22条の守秘義務に抵触しないものと解される旨について、これまで各個別法の改正等の際に通知するとともに、これらの通知については「令和6年度地方税制改正・地方税務行政の運営に当たっての留意事項等について」（令和6年1月18日付け事務連絡）第二（21）①から⑨に列挙しているところであり、各地方団体においては、これらを参照の上、引き続き適切に対応いただきたいこと。

（備考）この通知においては、次のとおり略称を用いているので、留意願います。

「法」：地方税法（昭和25年法律第226号）

「令」：地方税法施行令（昭和25年政令第245号）

「則」：地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号）

「旧法」：地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第4号）による改正前の地方税法

「旧令」：地方税法施行令の一部を改正する政令（令和6年政令第136号）による改正前の地方税法施行令

「旧則」：地方税法施行規則及び航空機燃料譲与税法施行規則の一部を改正する省令（令和6年総務省令第37号）による改正前の地方税法施行規則

「森林環境税法」：森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成31年法律第3号）

「改正法」：地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第4号）